



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

サウジアラビア：改革派建白書の国王への提出 (5月17日付アル・クドウス紙)

5月17日付アル・クドウス紙（ロンドン発行）は、13日立憲派及び改革派グループの77名が建白書をアブドゥラー国王に提出したと報じている。4月13日付同紙が報じる建白書概要と併せて以下の通り。なお、この建白書の内容はサウジ国内のローカル紙・テレビでは一切報じられていない。

1. 人権活動家及びサウジ反体制派グループは、13日アブドゥラー国王に対し、更なる政治改革、司法改革、及びアル・カーイダ所属容疑の過激分子に対する公正な裁判を求める建白書を提出した。この建白書には77名の活動家が署名した。

署名者達は、政治改革は過激主義及び暴力に対する根本的な対処であるとして、立憲・イスラム市民社会を呼びかける者達が求める「第4次サウジ国家（現政府は第3次サウジ王国）」「法治国家」司法・シューラ・人権国家を待ち望んでいると述べた。

2. 建白書概要

- (1) 司法独立の20の基準の実現。特に全ての裁判に対する7条件の保証及び公開の原則。公開裁判はコインの裏表である暴力、反暴力を止める効果的な法律である。
- (2) 社会、文化、経済、学術、人権及び政治的な慈善団体、組合、集会を組織する事の許可。実際的なNGO法の発出が急がれる。
- (3) イスラム的寛容、平等、機会均等の原則の実現が、過激主義への解決法である事を確認する。寛容の原則は、政府、社会及び思想の多様性の強化を以ってのみ強化される。
- (4) 国民による選挙によって選出された議員による議会の設立。政府に対する民主の実現。
- (5) 検閲・評価機関の設立。如何なる公務員の例外なし。
- (6) 行政、立法、司法機関の分離。
- (7) 忠誠委員会法に「選挙により選出された議員から構成される国会が忠誠委員会に参加する」という重要な項目を追加。
- (8) 王族の公職就任に歯止めをかけること。直接・間接にかかわらず、一部の王族に経済利権、特に入札、政府プロジェクトを独占させないためのメカニズムを設定する。また、機会均等、透明性、検閲及び評価・監査を含む法律の発布を要求する。
- (9) 首相は一般人から選出される事。これは故サウード国王の治世や、モロッコ、ヨルダンで行われているように、政府に対する客観的評価を容易にし、権力の委譲の原則を実現するもの。
- (10) 個人及び集団の人権、特に政治的権利、個人の利益や表現の自由のための集団的活動の権利を定義する明文化された憲法を発行する事。